

別記様式1

年度モニタリング(令和3年度)

施設名称	佐倉市男女平等参画推進センター
施設概要	所在地: 〒285-0837 千葉県佐倉市王子台1-23 レイクピアウスイ3階 施設構造: 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階建 3階の一部 敷地面積: 13,077.83㎡(建物全体) 延床面積: 155.27㎡ 建築年月: 昭和58年6月 施設内容: 図書コーナー、ミーティングスペース、学習室(18人収容)、 事務スペース 附帯設備: 駐車場(800台収容)※ショッピングセンターのため、共用
施設の設置目的	男女平等参画推進条例に基づく施策を推進し、市民や事業者の取り組みを支援する男女平等参画推進活動の拠点として設置
指定管理者	株式会社明日葉
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
委託料	74,700,000円(令和3年度支払額 14,940,000円)
市所管課	市民部自治人権推進課
第三者	コスモス佐倉短歌会

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所（館）時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(3)	
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(2)	
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(4)	

適正利用	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(6)	
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(6)	
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(7)	
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(1)	
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(1)	

清掃	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(1)	
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(2)	
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(2)	
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2	

公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	毎月滞りなく支払われています。
	記載箇所	業務基準書 II-2-(3)	
景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(5)	
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(5)	
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(6)	

修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(6)	
修繕	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(6)	
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	ミウズ職員だけでなく、レイクピアウスイ内の警備員が常時見回りや施錠等の点検をしています。
	記載箇所	業務基準書 II-2-(8)	
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(8)	
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(9)	

保守点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(9)	
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(9)	
安全点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(9)	
駐車場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
駐車場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		

3 施設運營業務に関する基準

利用 手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(2)	
利用 料 金 徴 収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(2)	
利用 料 金 徴 収	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	財務処理規程に則り、適切に管理しています。
	記載箇所	業務基準書 II-3-(2)	
利用 料 金 徴 収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(2)	
物 品 販 売 等 許 可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(5)	

記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(6)	
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(7)	
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(7)	
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(7)	
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(7)	

意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	利用者アンケートも行い、常に利用者の意見が反映されるような運営をしています。
	記載箇所	業務基準書 II-3-(8)	
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(8)	
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(4)	
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(4)	
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(2)	

企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	コロナ禍の現在、常に感染防止の観点から実施の是非が問われています。形も含め、可能な範囲で実施を探っています。
	記載箇所	業務基準書 II-3-(2)	
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(10)	
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(10)	
4 経理事項に関する基準			
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	月毎に帳簿を作成し、預金口座も適宜確認しています。
	記載箇所	業務基準書 II-4-(2)	
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	書面は鍵のかかるキャビネットにて、データはセキュリティ対策のされたクラウドにて厳重に保管しています。
	記載箇所	業務基準書 II-4-(3)	

5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	コロナ禍の中、例年のような取組はできなかったが形を変えて実施しました。
	記載箇所	業務基準書 II-7-(1)	
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-6	
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-6	
II 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 III-1-(1)	

労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(2)	
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(1)、Ⅲ-2-(2)	

研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(4)	
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(5)	
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(7)	
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(7)	
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		

報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-4	
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(1)	

体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(4)	
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(5)	

6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準

守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(1)	
個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(2)	
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(3)	
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(3)	
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(4)	

情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウイルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(4)	

7 事業計画及び事業報告に関する基準

資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-7	

資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-7	

8 連絡調整に関する基準

連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-10	

意見記述欄

指定管理者	<ul style="list-style-type: none">・コロナ感染拡大防止に努め、可能な事業の企画運営に当たっています。・事業の効率的な運営を念頭に、業務改善を常に図っています。・施設の安全管理は、建物全体の保守管理会社と、警備も含め連携して運営に当たっています。また、常に美化に留意し、利用者が気持ちよく利用できるよう心がけています。
佐倉市	<ul style="list-style-type: none">・日常的清掃やカーペットの定期清掃により、施設的美観・清潔を保ち、快適に利用できる環境づくりに努めました。・事業の企画運営については、感染対策を行い、工夫を凝らして、可能な限り実施しました。・スタッフ一人ひとりが高い意識を持ってスキル・アップに努め、効果的な事業を実施しました。スタッフの対応についても、利用者から高い評価を受けています。

②利用状況等分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
来館者数(人) (フリースペース内)	7,249	—	10,822	149.3%	—
総利用者数(人)	10,799	38,000	15,232	141.1%	40.1%
図書貸出冊数(冊)	5,506	7,000	5,844	106.1%	83.5%
学習室利用者数 (人)	950	6,000	1,541	162.2%	25.7%
学習室稼働率(%)	29.3	50.0	26.4	—	—
学習室利用料金 収入(円)	89,630	—	131,830	147.1%	—
学習室減免件数	84団体 153人	—	116団体 231人	138.2% 151%	—

意見記述欄

指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・総利用者数は昨年度中旬から施設利用が緩和された為、昨年度より実績が上がりました。 ・図書貸出冊数が横ばいなので学習室やミーティングスペースの利用者が多いと思われます。 ・啓発事業については、感染リスクがあり対面での事業がほとんどできませんでしたが、ZOOMを活用しYouTube配信を行ったことで多くの人に参加してもらえたと思います。
佐倉市	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用が緩和されたため、昨年度よりも、全体的に実績が上がりました。 ・引き続きコロナ対策が必要な状況であるため、利用制限がある中でも、利用者が満足できるようなサービスを提供していきたいと考えています。

③経営分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	15,234,221	15,120,000	15,388,350	101.0%	101.8%
支出(円)	11,461,402	13,833,900	13,145,029	114.7%	95.0%
収支(円) 〈収入-支出〉	3,772,819	1,286,100	2,243,321	59.5%	174.4%
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	0.7	1.1	1.0	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	83.7	80.5	84.7	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	1.2	1.0	1.0	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	1,061	364	863	81.3%	237.1%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	1,400	393	981	70.1%	249.6%

意見記述欄

指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大も落ち着きつつある状況下において、利用者数が前年度対比で増えたことにより、利用者あたりの管理コスト、及び利用者あたりの市負担コストが前年度より下がってきているものと思われます。 ・新型コロナウイルスの感染拡大に留意しながら利用者数増につなげられるよう、尽力してまいります。
佐倉市	<ul style="list-style-type: none"> ・収入は前年度と同じくらいとなっていますが、前年度に比べ、施設の制限緩和等により、学習室の利用者が増えたため、利用料金収入が増えています。 ・前年度は中止となってしまった講座の開催や、施設の制限緩和等により、報償費や人件費等の支出が増え、総支出額も増となりました。

④業務実施状況確認

【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
魅力ある事業を実施し男女平等参画社会づくり形成に努めると共に、地域に密着した市民ニーズにあった各種イベントの開催を行う。	企画事業はオンラインを利用したことで今まで期日に参加できなかった人も参加できました。
既存サービス水準の維持・向上に努め、地域に根差した市民交流の場となる施設の利用増を図る。	学習室の利用人数が緩和されたので徐々に利用人数が増加しました。

【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
市民参加、まちづくり、男女平等参画、社会教育の4つの視点で連携、協働を図りながら、市民を巻き込む事業展開をし、拠点施設としての使命・役割を果たす。	対面講座はほとんど実施できませんでしたが、YouTube配信などで多くの市民に参加してもらえました。
スタッフ研修等により、市民サービスの質を向上させる。	オンラインを利用した研修に参加しスキルアップを計っています。

意見記述欄

指定管理者	学習室の利用人数が緩和されたことで施設の利用人数が増加しました。オンライン講座開催のスキルを上げたことで多くの市民に参加してもらえました。オンラインの利点として日時が都合の合わない市民にも参加してもらえることができました。
佐倉市	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で中止した企画事業もありましたが、オンライン講座を開催する等、可能な範囲内で事業実施に努めました。 ・会議やセミナーへの参加や、職員の研修を実施し、職員のスキル向上に取り組みました。

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	令和4年3月7日～3月13日に施設利用者に対してアンケートを実施
回答数等	52枚
実施結果	別紙資料参照

回答者の意見等	対応策等
子育て、女性のためのメンタルヘルス講座を希望します。	女性のための健康に関する講座を企画したいと思います。
学習室利用状況を知らせていただけるのは助かります。	表示板を見やすくするために心がけています。
コロナが収束すれば講演会を開催して欲しい。	対面が難しいのでオンライン配信で行いました。

意見記述欄

指定管理者	利用者に気持ちよくお使い頂けるよう、施設内の美化には気を配っています。接遇等での留意すべきことはミーティングでも話し合い、日々心掛けています。
佐倉市	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の清掃状況について、アンケート回答者のうち、9割以上が「大変良い」または「良い」と回答しています。また、スタッフの対応についても、9割以上が「大変良い」または「良い」と回答しています。 ・寄せられた要望や意見と施設運営に反映させるよう努めています。

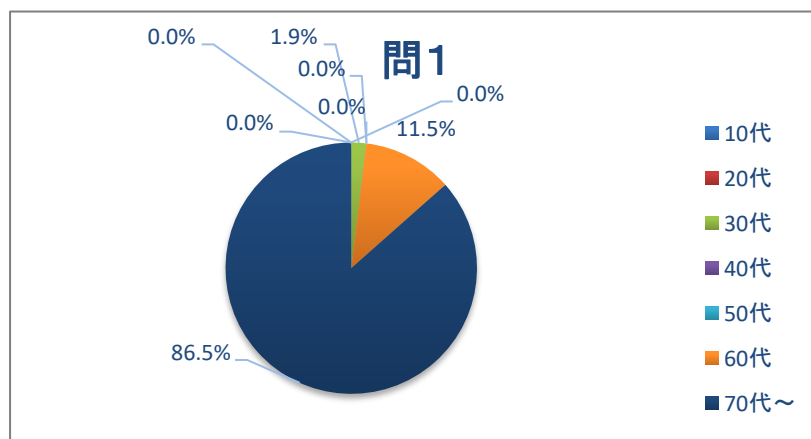
⑥総合評価

【令和3年度】
意見記述欄

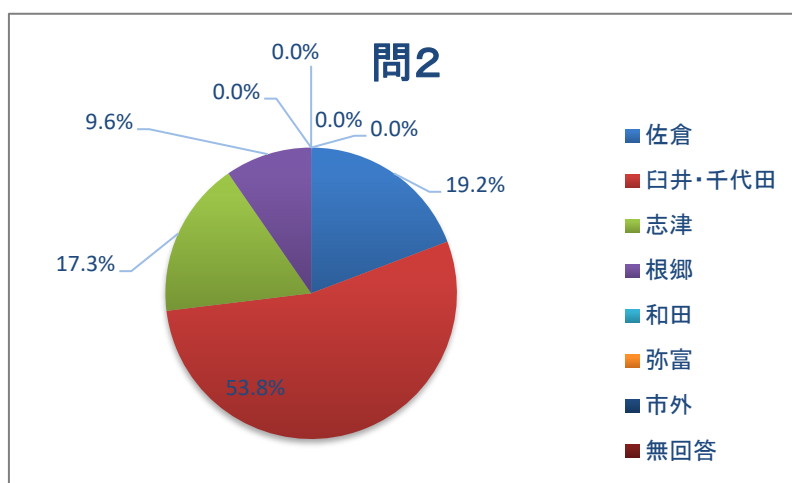
指定管理者	昨年中旬から、センターの利用も徐々に緩和され、施設の利用者も戻りつつあります。 企画事業については、まだ対面講座が難しい為オンラインを活用しました。形を変えて実施できたことは、対面の講座より参加者数の増加に繋がりました。
佐倉市	・昨年に引き続き、コロナの影響がありましたが、オンライン講座等状況に合わせた取組みを実施し、中止した事業もありましたが、良好な施設管理・運営が行われました。 ・男女平等参画に関する新たな課題や市民ニーズ等に対応するため、スタッフ研修で得られたものを生かした、新たな視点を取り入れた事業を展開しました。

R3年度 ミウズ利用者アンケート集計結果
アンケート回収 52枚

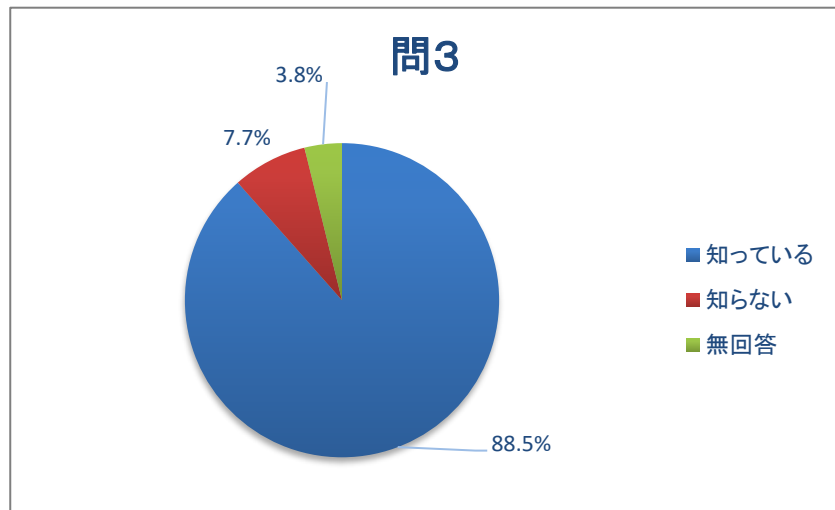
1.年代	回答数	構成比
10代	0	0.0%
20代	0	0.0%
30代	1	1.9%
40代	0	0.0%
50代	0	0.0%
60代	6	11.5%
70代～	45	86.5%
不詳	0	0.0%
	52	100%



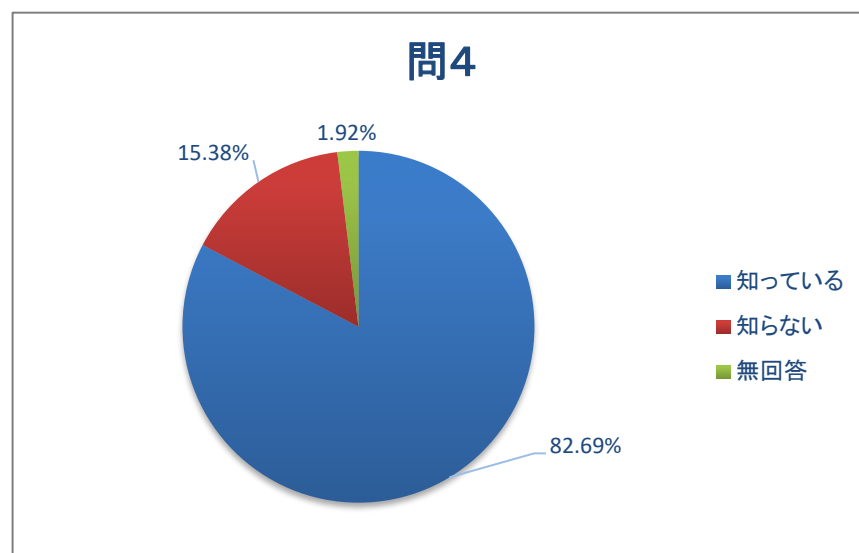
2.お住まいの地区	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不詳	合計	構成比
佐倉	0	0	0	0	0	0	10	0	10	19.2%
臼井・千代田	0	0	1	0	0	3	24	0	28	53.8%
志津	0	0	0	0	0	2	7	0	9	17.3%
根郷	0	0	0	0	0	1	4	0	5	9.6%
和田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
弥富	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	0	0	1	0	0	6	45	0	52	100%



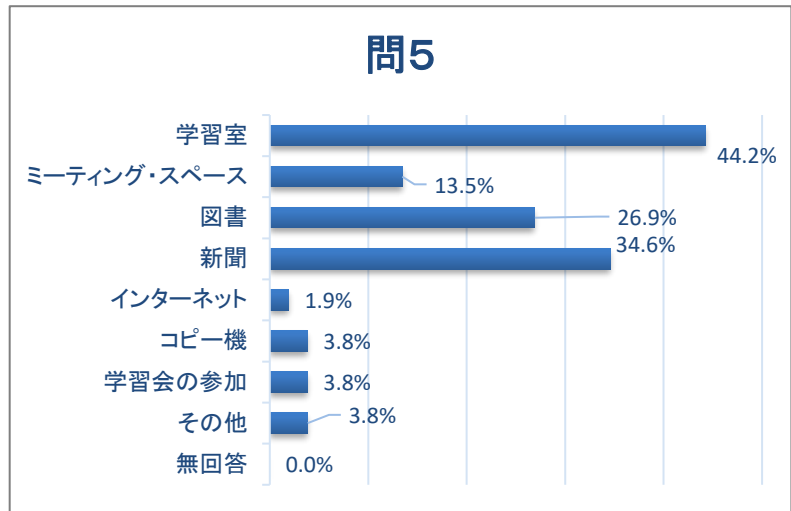
3.佐倉市の施設であることをご存知ですか？	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不詳	合計	構成比
知っている			1			5	40	0	46	88.5%
知らない						1	3	0	4	7.7%
無回答						0	2	0	2	3.8%
合計	0	0	1	0	0	6	45	0	52	100%



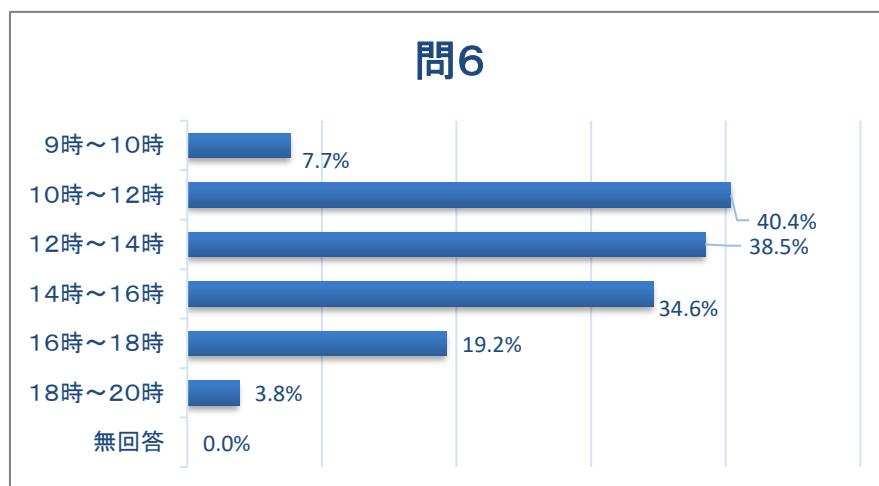
4.男女平等参画推進の拠点施設だという事をご存じですか？	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不詳	合計	構成比
知っている	0	0	0	0	0	5	38	0	43	82.69%
知らない	0	0	1	0	0	1	6	0	8	15.38%
無回答	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1.92%
合計	0	0	1	0	0	6	45	0	52	100%



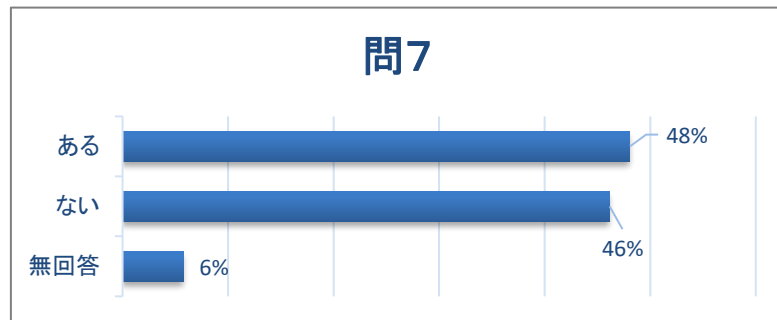
5.よく利用されるのは何ですか？(複数回答可)	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不詳	合計	合計／52名
学習室	0	0	0	0	0	2	21	0	23	44.2%
ミーティング・スペース	0	0	0	0	0	0	7	0	7	13.5%
図書	0	0	1	0	0	3	10	0	14	26.9%
新聞	0	0	0	0	0	1	17	0	18	34.6%
インターネット	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1.9%
コピー機	0	0	0	0	0	0	2	0	2	3.8%
学習会の参加	0	0	0	0	0	1	1	0	2	3.8%
その他	0	0	0	0	0	0	2	0	2	3.8%
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	0	0	1	0	0	7	61	0	69	133%



6.よく利用される時間帯(複数回答可)	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答	合計	合計／52名
9時～10時	0	0	1	0	0	0	3	0	4	7.7%
10時～12時	0	0	0	0	0	4	17	0	21	40.4%
12時～14時	0	0	0	0	0	2	18	0	20	38.5%
14時～16時	0	0	0	0	0	1	17	0	18	34.6%
16時～18時	0	0	0	0	0	2	8	0	10	19.2%
18時～20時	0	0	1	0	0	1	0	0	2	3.8%
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	0	0	2	0	0	10	63	0	75	

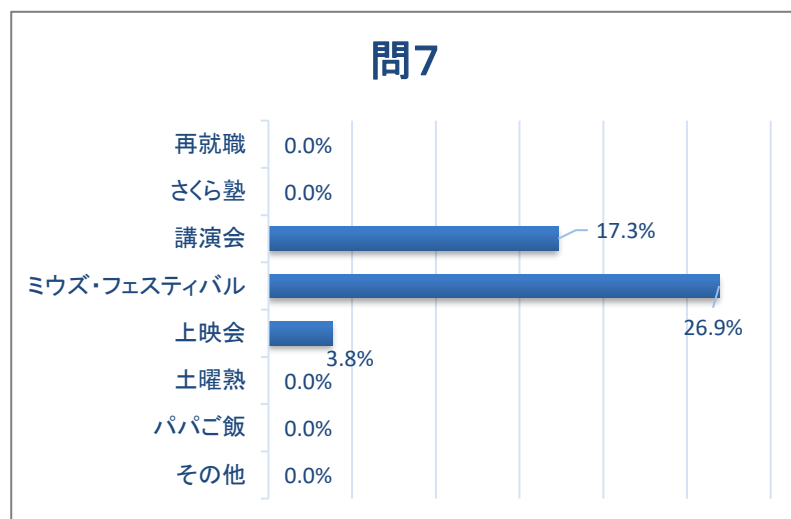


7.講座等に参加したことはありますか？ (複数回答可)	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答	合計	合計／ 52名
ある	0	0	1	0	0	3	21	0	25	48%
ない	0	0	0	0	0	3	21	0	24	46%
無回答	0	0	0	0	0	0	3	0	3	6%
合計	0	0	1	0	0	6	45	0	52	

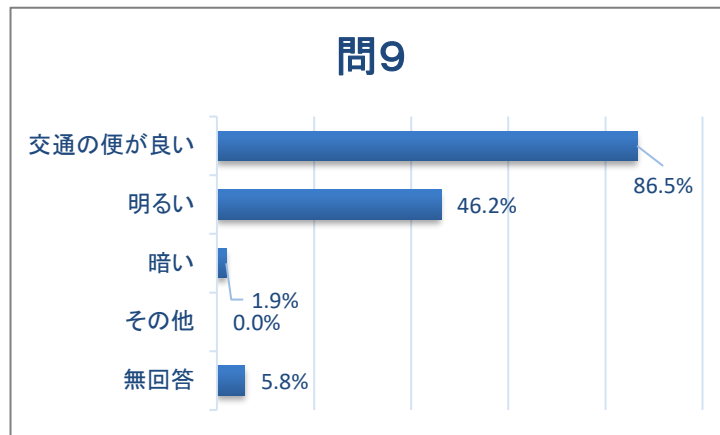


7.参加した講座等	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不詳	合計	合計／ 52名
再就職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
さくら塾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
講演会	0	0	1	0	0	1	7	0	9	17.3%
ミウズ・フェスティバル	0	0	0	0	0	2	12	0	14	26.9%
上映会	0	0	0	0	0	0	2	0	2	3.8%
土曜塾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
パパご飯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	0	0	1	0	0	3	21	0	25	48%

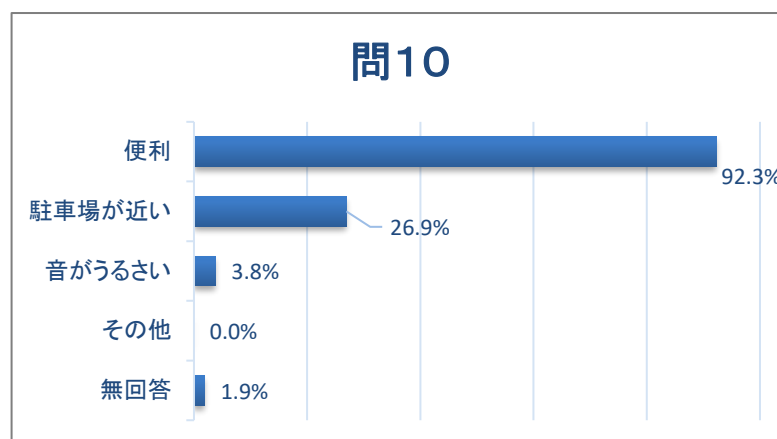
60代
・ジェンダー



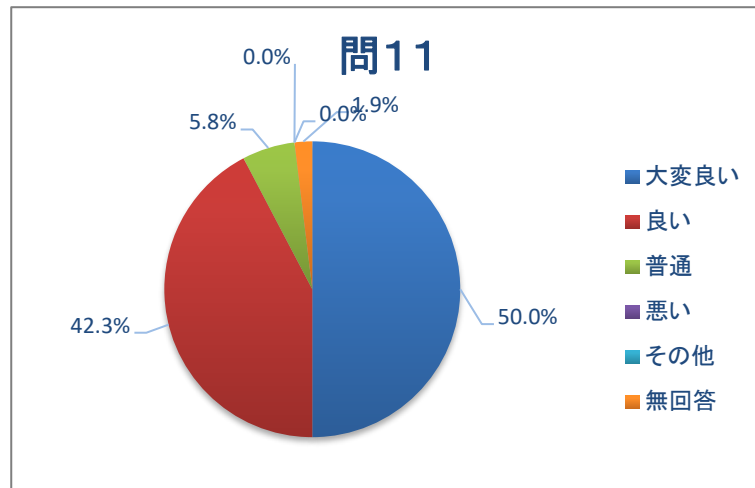
9.施設についてどう思われますか？	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	無回答	合計	合計／52名
交通の便が良い	0	0	1	0	0	6	38	0	45	86.5%
明るい	0	0	0	0	0	3	21	0	24	46.2%
暗い	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1.9%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
無回答	0	0	0	0	0	0	3	0	3	5.8%
合計	0	0	1	0	0	9	63	0	73	



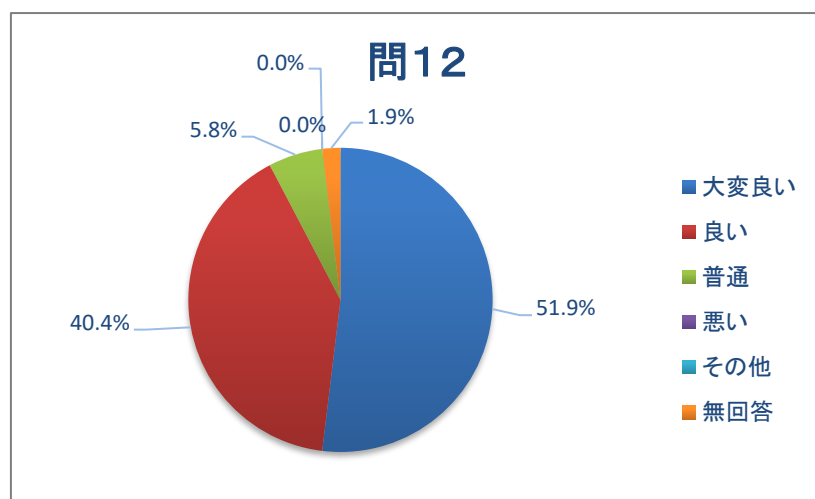
10.ショッピングセンターの中にあることについて、どう思われますか？	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不詳	合計	合計／52名
便利	0	0	1	0	0	5	42	0	48	92.3%
駐車場が近い	0	0	1	0	0	1	12	0	14	26.9%
音がうるさい	0	0	0	0	0	1	1	0	2	3.8%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
無回答	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1.9%
合計	0	0	2	0	0	7	56	0	65	



11.ミウズ内の清掃は行き届き、清潔に保たれていますか？	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不詳	合計	構成比
大変良い	0	0	0	0	0	2	24	0	26	50.0%
良い	0	0	1	0	0	2	19	0	22	42.3%
普通	0	0	0	0	0	2	1	0	3	5.8%
悪い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
無回答	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1.9%
合計	0	0	1	0	0	6	45	0	52	100%



12.ミウズスタッフの対応はいかがですか？	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不詳	合計	構成比
大変良い	0	0	1	0	0	2	24	0	27	51.9%
良い	0	0	0	0	0	3	18	0	21	40.4%
普通	0	0	0	0	0	1	2	0	3	5.8%
悪い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
無回答	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1.9%
合計	0	0	1	0	0	6	45	0	52	100%



8. 今後参加されるとしたならばどのような講座を希望しますか？

30代

○子育て。女性のためのメンタルヘルス。

60代

○ぼけ予防対策。ネット被害対策。

○コロナが収束すれば講演会を開催して欲しい。

70代～

○女性のための生きがい塾。

○たとえばクリスマスリースづくりとか。認知症予防になるような。

○経済情勢。

○絵手紙。佐倉の歴史や昔話。

○ジェンダーの学習。平和に関すること。

○ミウズ・フェスティバル。

13. ミウズへのご要望・意見があればお書きください。

30代

○本の返却BOXがあると助かります！

60代

○いつも有難うございます。これかも利用させて頂きたいと思っております。

○うすい図書館より利用しやすいです。毎日位来ています。一人暮らしには、もってこいです。

70代

○学習室の利用。感謝しています。

○3カ月前から予約して下さると嬉しいです。

○もっとPRすべし。(例 TVetc)

○日経新聞購入。

○高齢者のパソコン講座もお願いします。

○入口が狭くされていて、休館中と思える(解放感ない コロナの影響?)

○学習室利用状況を知らせていただければ助かります。

○会議スペースがもっと広いといいですね。

○とてもステキな場所です。いつもありがとうございます。

○いつもお世話です。

別記様式2

年度モニタリング〔第三者（利用団体等）評価〕（令和3年度）

施設名称	佐倉市男女平等参画推進センター
評価者・団体	コスモス佐倉短歌会

業務点検シート

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準		
1 基本事項		
開所（館）時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	S
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	S
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	S
2 維持管理業務に関する基準		
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	S
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	S
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。	S
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	-
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
	不足している物品はないか。	A
修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	S

3 施設運營業務に関する基準		
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	S
利用料金徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	S
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	S
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	A
意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	A
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。	A
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	S
II 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関する基準		
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	A
待遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。	S
	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	S
2 運営協力体制に関する基準		
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	A
総合評価		
<p>コロナ禍のなか、なにかと制約もあり、いろいろしなければいけない事が増えたなか、いち早く利用できるようになり、とても感謝しています。環境整備、啓蒙活動、どれも完璧です。いつも親切で親しみやすいスタッフの対応にもいやされています。納得の行く運営がなされていると思います。</p>		

指定管理者労働条件チェックリスト

点検実施年度：令和3年度

施設名：佐倉市男女平等参画推進センター

チェック項目		チェック結果
1 就業規則 （労働基準法(以下法)89・90・106条、労働基準法施行規則		(以下規則)6条)
(1)	常時使用する労働者が10人以上である場合、就業規則を作成し、労働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
(2)	短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件である。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
2 労働条件等の明示 （法15条）		
(1)	労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示しているか。[労基第15条] □明示すべき労働条件の内容 ①契約の期間、②就業の場所・従事する業務の内容、③労働時間に関する事項、④賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締め切り・支払の時期に関する事項⑤退職に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。
(2)	短時間労働者を雇い入れる際、①昇給の有無、②退職手当の有無、③賞与の有無、④短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによる送信により当該短時間労働者に明示しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない。
3 労働時間 （法32・34～36・39条等）		
(1)	所定労働時間は、週40時間以内、1日8時間以内としているか。	<input type="checkbox"/> 所定労働時間は、法定労働時間内である。 <input checked="" type="checkbox"/> 変形労働時間制を採用している。 <input type="checkbox"/> 所定労働時間が法定労働時間を超えている。
(2)	変形労働時間制をとる場合(1か月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合など)は、労使協定等によりその旨を定めているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 定めている。 <input type="checkbox"/> 定めていない。 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制をとっていない。
(3)	次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。 ①交替制勤務における引継ぎ時間 ②業務報告書等の作成時間 ③仕事の打合せ、会議等の時間 ④参加が義務付けられている行事や研修等 ⑤出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	<input checked="" type="checkbox"/> 算定している。 <input type="checkbox"/> 算定していない。
(4)	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などにに基づき、適正に把握しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適正に把握している。 <input type="checkbox"/> 適正に把握していない。
(5)	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させ、かつ適法であるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適法に取得させている。 <input type="checkbox"/> 適法に取得させていない。
(6)	休日は、毎週1回又は4週を通じて4回以上与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
(7)	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせている。 <input type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせていない。
(8)	(7)の労使協定(36協定)は、厚生労働省告示「時間外労働の限度に関する基準」の範囲内で締結しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結している。 <input type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結していない。
(9)	短時間労働者を含むすべての労働者に労働基準法に定める年次有給休暇を与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
4 賃金 （法24・37・最低賃金法4条等）		
(1)	賃金は通貨で、直接労働者に(同意に基づき金融機関への振込みも可)毎月1回以上、定期に全額(税金、社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可)を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(2)	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(3)	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、労働基準法上の割増賃金を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。

チェック項目		チェック結果
5 法定帳簿（法107～109条等）		
(1)	事業場ごとに、各労働者について(日雇労働者を除く。)労働者名簿を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成していない。
(2)	事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成していない。
(3)	労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類は5年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
6 労働安全衛生（安全衛生法12・13・18・66条等）		
(1)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせているか。	<input type="checkbox"/> 選任、届出をし、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を行わせていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(2)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生委員会を設け、月1回以上行っているか。	<input type="checkbox"/> 衛生委員会を設け、月1回以上行っている。 <input type="checkbox"/> 衛生委員会を設けていない又は月1回以上行っていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(3)	常時 10 人以上 50 人未満の労働者が使用される施設では、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 10 人未満であり、又は 50 人以上である。
(4)	雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(5)	雇入時及び1年以内ごとに1回、常時使用する労働者に対し、健康診断を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(6)	健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して5年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
(7)	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から3か月以内に、医師等の意見を聴いているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 聴いている。 <input type="checkbox"/> 聴いていない。
(8)	健康診断の結果を労働者に通知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 通知している。 <input type="checkbox"/> 通知していない。
(9)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、定期健康診断を行ったときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	<input type="checkbox"/> 提出している。 <input type="checkbox"/> 提出していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
7 法令等の周知（法106条、労働安全衛生法101条等）		
(1)	労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、 ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること ②書面を労働者に交付すること ③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること のいずれかにより、労働者に周知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 周知している。 <input type="checkbox"/> 周知していない。
8 雇用保険・社会保険（雇用保険法4～6条、健康保険法3条等）		
(1)	雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(2)	健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。